

すてきな まちに



いのち あい じんけん

2015（平成27）年3月発行

野洲市・野洲市教育委員会
野洲市人権啓発推進協議会

はっ かん 発刊にあたって

近年、数多くの子どもに対する虐待が起こっています。大切に保護されるべき子どもに対して、虐待が行われているのです。人権を守るという視点から、子どもと保護者の両面からこの問題を考えてみなければなりません。「虐待」は重大な人権侵害です。私たちが力を合わせて、「虐待」防止にとりくむことは、すてきなまちづくり、すてきな地域づくりのための重要な課題であるととらえています。

また、本年度も多くの児童生徒、市民の方から人権尊重をめざす人権作品が寄せられました。そのなかから選ばれた入選作品を紹介しています。

この『すてきなまちに』第11集が、市民のみなさまに広く読まれ、地区別懇談会や研修会などでも活用され、課題解決のために少しでもお役にたつことができれば幸いです。

2015 (平成 27) 年 3 月

野洲市長

山仲 善彰

野洲市教育委員会 教育長

川端 敏男

野洲市人権啓発推進協議会 会長

水島 章夫

も く じ

野洲市「人権尊重のまち」宣言

「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」平和都市宣言 1

虐待は重大な人権侵害です 2

1. 虐待はなぜ起こるのでしょうか 2

2. 子どもへの虐待 2

3. 虐待の種類 3

4. 増え続ける子どもへの虐待 4

5. しつけと虐待の違い 5

6. 子どもの心に大きな傷が残る 5

7. 保護者の心を救う 6

『子は親の鏡』・子どもに関する相談先 7

2014年度 人権尊重をめざす人権作品紹介 8

野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例 (裏表紙)

野洲市「人権尊重のまち」宣言

人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにして持っている基本的な権利です。

わたしたちは、「人権の共存」を基本にかかげ、人権を侵さず、侵されず、たがいに助け合い、明るく住みよい地域社会を築きます。

そのために、わたしたち一人ひとりが人権の尊重と擁護について正しい理解と認識を深め、誰もが大切にされ安心して暮らせるまちづくりへの実践を誓い、ここに野洲市を「人権尊重のまち」とすることを宣言します。

平成18年2月25日

野洲市

「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」 平和都市宣言

世界の平和の実現と核兵器の廃絶は、わたしたち人類共通の願いです。

しかし、今なお、核兵器の脅威をはじめ、悲惨な争いがあとをたたず、人類の平和と地球環境が脅かされています。

わたしたちは、世界で唯一の被爆国の国民として、広島、長崎のような悲惨な体験を二度と繰り返さないよう、非核三原則を堅持し、すべての国のあらゆる核兵器をすみやかに廃絶しなければなりません。

戦後、日本は憲法で恒久平和を宣言し、安全と生存のための努力を今日まで続けてきました。再び戦禍を被ることなく、わたしたちは平和の恩恵を享受しています。この自由で健康な日々を送れることの喜びを世界中の人々と共有できることを強く望みます。

わたしたち野洲市民は、人権と環境がすべてにおいて守られている社会の実現をめざすとともに、世界の恒久平和と核兵器廃絶を誓い、ここに「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」を平和都市とすることを宣言します。

平成18年2月25日

野洲市

虐待は重大な人権侵害です

新聞やマスメディアで毎日のように「虐待」が取り上げられています。大切に保護されるべき子どもに対して、虐待が行われているのです。人権という視点からこの問題を考えてみましょう。

1. 虐待はなぜ起こるのでしょうか。

虐待が起こる原因は、「家庭的な問題がある」「経済的に苦しい」「育児や介護の負担が大きい」「自分が優位に立ちたい」「自分が虐待を受けた経験がある」などいろいろ考えられます。そのうえ、地域社会の人間関係の希薄化をはじめ、いろいろな意味で生きづらくなっている社会の影響も大きいものがあるのではないのでしょうか。

しかし、原因はどうあれ、自分の不満を自分より弱い立場の人に向けるとするのは、まさしく差別構造そのものなのです。

そして、まちがいなく言えることは“虐待を受けた人は一生消えない傷を負う”ということです。つまり**明らかに人権侵害**なのです。また、虐待はいつでも、どこでも、だれでも、だれにでも起こる可能性があるということです。

2. 子どもへの虐待

子どもへの虐待について考えてみましょう。大人と子どもでは、歴然とした力の差があり、これを悪用して、大人の「ストレスの発散」や「子どもを支配したい、従属させたい」「性的な満足を得たい」といった、何らかの目的のために子どもの尊厳を踏みにじる行為が子どもへの虐待にあたります。

3. 虐待の種類

虐待は身体的な暴力を思い浮かべがちですが、そんな行為だけでしょうか。さまざまな行為から、子どもへの虐待について考えてみましょう。



子どもへの虐待って？

子どもに対する虐待とは、保護者※がその監護する子どもに対して行う次のような行為で、その虐待の種類は4つあります。

身体的虐待



平手でたたく、げんこつで殴る、つねる、蹴る、たばこの火を押し付ける、戸外に放置するなどさまざまな形で子どもを傷つけること。

性的虐待



ポルノ写真を見せる、性的な言葉をかける、性的な目的で子どもを利用するなど性的なことで傷つけること。

保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)



食べ物を与えない、衣服をかえない、子どもを車の中や危険な場所に放置するなど、子どもに愛情をかけないこと。

心理的虐待



日常的に「アホ」「バカ」などと、ののしったり、あるいは行動や人格をことごとく否定するような対応をして子どもに心理的苦痛をあたえること。

※この文中で扱う保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童を現に監護する者をいいます。

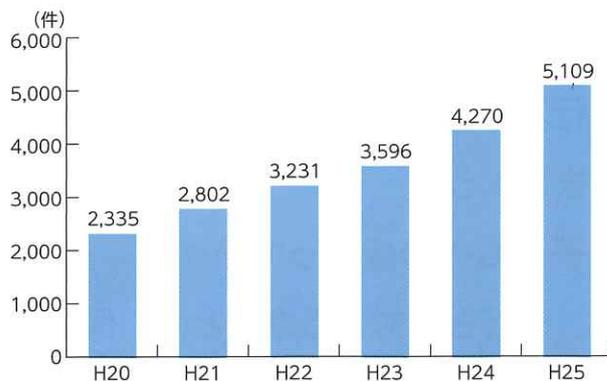
4. 増え続ける子どもへの虐待

グラフを見ると、滋賀県内で数多くの子どもへの虐待があり、年々増加していることがわかります。その相談件数は、滋賀県子ども家庭相談センターと県内19市町扱いを合わせて平成25年度5,109件（対前年比839件増）にのぼります。

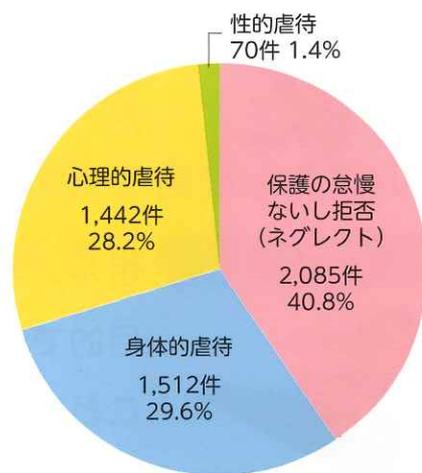
また、平成25年度の虐待を種類別の件数で見ると、「保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」が、2,085件と最多で全体の40.8%をしめ、「身体的虐待」1,512件（29.6%）、「心理的虐待」1,442件（28.2%）と続いています。

さらに主な虐待者を見ると、実母が全体で3,388件（66.3%）実父が1,353件（26.5%）となっています。

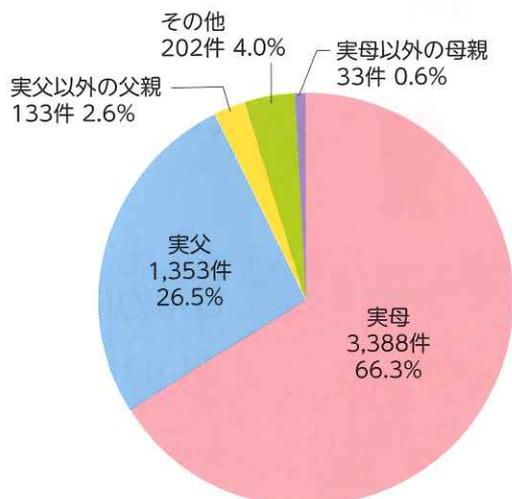
虐待の相談件数の推移（平成20～25年度）



虐待の種類別の件数（平成25年度）



主な虐待者の内訳（平成25年度）



※このページの内容は、平成26年8月4日滋賀県子ども・青少年局記者発表資料をもとにしたものです。

5. しつけと虐待の違い

「子どもを甘やかすと立派な大人になれないでしょ。わたしは子どもをしつけるために、身をもって言い聞かせているのです！！」

世の中には、このように考えている大人がいるかもしれません。どこまでがしつけで、どこからが虐待なのか？ その境目は微妙ですが、しつけは子どもの行いの悪いところを正して、良い方向に向けるものです。もしもしつけによって子どもがおびえたり、子どもの心に傷が残ったりするようなら虐待です。また、怒った時にはコントロールが効きにくいので、しつけのつもりでいても虐待になってしまうことが少なくありません。

「虐待」は人権侵害そのものであり、虐待を受けた子どもたちに自分を意味のない存在だと思わせてしまいます。

6. 子どもの心に大きな傷が残る

虐待は子どもの心に大きな傷となって残り、「自分に自信が持てない」「対人関係が苦手」「自傷行為をする」「人格障害がおこる」「自分自身の子どもの虐待」などのような悪影響が起こりえます。**虐待を受けた子どもは心が深く傷ついています。**悪い影響を最小限にするためにも周囲の温かい支援が大切です。

子どもはいつも親の愛を待っています。まずは子どもを抱きしめてあげましょう。やむを得ず強く叱ってしまった場合には子どもにその理由を伝え、行き違いがないように根気よく話をしましょう。親子関係のコミュニケーションは、人が社会で生きていくうえでの基礎になる最も大切なものなのです。

7. 保護者の心を救う

多くの子どもの虐待は、**保護者の心が追いつめられた末の行動**です。したがって、子どもを傷つけずにはいられないほどの心境になる前に、**保護者自身の心が救われる必要**があります。保護者がそのことに気づき、自分から市家庭児童相談室や県の相談センターに相談することができれば、早めに安心して暮らし、子育てするための必要な支援を受けることができます。

したがって、**児童虐待を防ぐには周りにいる人が、虐待の可能性を察知し見守る姿勢も必要**になります。また、周りにいる人が、虐待が行われている可能性を察知したら、**勇気を持って市家庭児童相談室や県の相談センターに通報**し、行政の支援につないでいくことも求められます。**児童虐待防止法**では、**児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときの通報は、国民の義務と定められています**。通報を受けた相談センター等では、通報した人が特定できないように、**細心の注意を払って対応し秘密を守ります**ので、「虐待では?」と思ったら、迷わずに最寄りの相談センター等に通報しましょう。

もうひとつ、子どもと保護者を救うために大事なことは、**人と人とが人権をベースにしたつながりを強めていくこと**ではないでしょうか。

日常生活にみられる子どもに対する次のようなケースは虐待にあたるのでしょうか?

Q1. 外出禁止は!?

A. 大人の一方的な都合や思い込みでの外出禁止は、子どもの社会性・自由といった権利を奪うこととなります。虐待と言えるでしょう。

Q2. 子どもへの食事抜きは!?

A. 大人の都合や気分だけで子どもへの食事を抜くのは育児放棄。保護の怠慢・拒否(ネグレクト)という虐待にあたります。

Q3. おむつを替えずにいるのは!?

A. 「面倒だから」「死にやしない」などという理由で替えずにいるのは問題。保護の怠慢・拒否(ネグレクト)を伴う身体的虐待にあたります。

子は親の鏡

けなされて育つと、子どもは、人をけなすようになる
 とげとげした家庭で育つと、子どもは、乱暴になる
 不安な気持ちで育てると、子どもも不安になる
 「かわいそうな子だ」と言って育てると、子どもは、みじめな気持ちになる
 子どもを馬鹿にすると、引っ込みじあんな子になる
 親が他人を羨^{うらや}んでばかりいると、子どもも人を羨むようになる
 叱りつけてばかりいると、子どもは「自分は悪い子なんだ」と思ってしまう
 励^{はげ}ましてあげれば、子どもは、自信を持つようになる
 広い心で接すれば、キレた子にはならない
 誉^ほめてあげれば、子どもは、明るい子に育つ
 愛してあげれば、子どもは、人を愛することを学ぶ。
 認めてあげれば、子どもは、自分が好きになる
 見つめてあげれば、子どもは、頑張り屋になる
 分かち合うことを教えれば、子どもは、思いやりを学ぶ
 親が正直であれば、子どもは、正直であることの大切さを知る
 子どもに公平であれば、子どもは、正義感のある子に育つ
 やさしく、思いやりをもって育てれば、子どもは、やさしい子に育つ
 守ってあげれば、子どもは強い子に育つ
 和気あいあいした家庭で育てば、
 子どもは、この世の中はいいところだと思えるようになる

(出典) ドロシー・ロー・ノルト/レイチャル・ハリス：著 石井千春：訳『子どもが育つ魔法の言葉』(PHP文庫)
 本文は出版社の許諾を得て掲載していますので、複製および、他への転載または送信を禁止します。

子どもに関する相談先

機関の名称	連絡先	受付期間
児童虐待ホットライン	TEL 077-562-8996	祝日・年末年始を含む毎日24時間(県内全域)
こころんだいやる(児童・生徒専用電話)	TEL 0570-078310	祝日を含む毎日24時間(12/29~1/3を除く)
子ども・子育て応援センター	TEL 077-524-2030	祝日含む毎日9:00~21:00 年末年始を除く。
滋賀県中央子ども家庭相談センター	TEL 077-562-1121	月~金(祝日、年末年始除く) 8:30~17:15
子どもの人権110番	TEL 0120-007-110	月~金(祝日、年末年始除く) 8:30~17:15
少年サポートセンター	TEL 077-521-5735	月曜日~金曜日8:30~17:15
野洲市市民健康福祉部家庭児童相談室	TEL 077-587-6140	月曜日~金曜日8:30~17:15